

セトキシジム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.1	0.1
大麦	●	10
ライ麦	●	10
とうもろこし	●	0.2
そば	○ 15	10
その他の穀類 ¹	●	10
大豆	○ 15	10
小豆類 ²	○ 25	20
えんどう	● 2	40
そら豆	○ 25	10
らっかせい	25	25
その他の豆類 ³	● 25	30
ばれいしょ	○ 4	4.0
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.5	1.0
かんしょ	○ 4	4.0
やまいも（長いもをいう。）	● 0.3	1.0
こんにゃくいも	● 0.3	1.0
その他のいも類 ⁴	●	1.0
てんさい	○ 1	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 4	10
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	● 4	10
かぶ類の葉	● 3	10
西洋わさび	●	10
クレソン	●	10
はくさい	● 1	10
キャベツ	● 2	10
芽キャベツ	●	10
ケール	10	10
こまつな	● 5	10
きょうな	● 3	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	● 2	10
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜 ⁵	10	10
ごぼう	● 4	10
サルシフィー	● 4	10
アーティチョーク	●	10
チコリ	● 0.3	10
エンダイブ	●	10
しゅんぎく	●	10
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 3	10
その他のきく科野菜 ⁶	● 4	10
たまねぎ	● 1	10

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.5	10
にんにく	● 2	10
にら	○ 15	10
アスパラガス	● 2	10
わけぎ	●	10
その他のゆり科野菜 ⁷	● 1	10
にんじん	● 4	10
パースニップ	● 4	10
パセリ	●	10
セロリ	● 5	10
みつば	●	10
その他のせり科野菜 ⁸	● 5	10
トマト	● 1	10
ピーマン	●	10
なす	●	10
その他のなす科野菜 ⁹	●	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	10
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 2	10
しろうり	●	10
すいか		2.0
すいか（果皮を含む。）	2	
メロン類果実	●	2.0
まくわうり	●	2.0
その他のうり科野菜 ¹⁰	● 4	10
ほうれんそう	● 2	10
たけのこ	●	10
オクラ	●	10
しょうが	● 0.5	10
未成熟えんどう		10
未成熟いんげん	○ 15	10
えだまめ	● 5	10
マッシュルーム	●	10
しいたけ	●	10
その他のきのこ類 ¹¹	●	10
その他の野菜 ¹²	● 5	10
みかん		1.0
みかん（外果皮を含む。）	0.5	
なつみかんの果実全体	● 0.5	1.0
レモン	● 0.5	1.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.5	1.0
グレープフルーツ	● 0.5	1.0
ライム	● 0.5	1.0
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 0.5	1.0
りんご	●	1.0
日本なし	●	1.0

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
西洋なし	●	1.0
マルメロ	●	1.0
びわ	●	1.0
もも	●	1.0
ネクタリン	●	1.0
あんず（アプリコットを含む。）	●	1.0
すもも（プルーンを含む。）	●	1.0
うめ	●	1.0
おうとう（チェリーを含む。）	●	1.0
いちご	● 5	10
ラズベリー	●	5.0
ブラックベリー	●	1.0
ブルーベリー	○ 4	4.0
クランベリー	○ 3	1.0
ハックルベリー	●	1.0
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	1.0
ぶどう	○ 1	1.0
かき	●	1.0
バナナ	●	1.0
キウイ	●	1.0
パパイヤ	●	1.0
アボカド	●	1.0
パイナップル	●	1.0
グアバ	●	1.0
マンゴー	●	1.0
パッションフルーツ	●	1.0
なつめやし	●	1.0
その他の果実 ¹⁵	○ 1	1.0
ひまわりの種子	○ 7	7.0
ごまの種子	●	1.0
べにばなの種子	●	1.0
綿実	●	5.0
なたね	● 0.5	1.0
その他のオイルシード ¹⁶	●	1.0
ぎんなん	●	1.0
くり	● 0.2	1.0
ペカン	● 0.2	1.0
アーモンド	● 0.2	1.0
くるみ	● 0.2	1.0
その他のナッツ類 ¹⁷	● 0.2	1.0
その他のスパイス ¹⁸		30
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）	4	
その他のハーブ ¹⁹	10	10
牛の筋肉	● 0.01	0.1
豚の筋肉	● 0.01	0.1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	● 0.01	0.1
牛の脂肪	● 0.01	0.2
豚の脂肪	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.2
牛の肝臓	● 0.1	0.5
豚の肝臓	● 0.1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	0.5
牛の腎臓	● 0.1	0.5
豚の腎臓	● 0.1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.1	0.5
牛の食用部分 ²¹	● 0.1	0.5
豚の食用部分	● 0.1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.1	0.5
乳	● 0.03	0.3
鶏の筋肉	● 0.1	0.2
その他の家きん ²² の筋肉	● 0.1	0.2
鶏の脂肪	● 0.1	0.2
その他の家きんの脂肪	● 0.1	0.2
鶏の肝臓	● 0.2	0.9
その他の家きんの肝臓	● 0.2	0.9
鶏の腎臓	● 0.2	1
その他の家きんの腎臓	● 0.2	1
鶏の食用部分	● 0.2	1
その他の家きんの食用部分	● 0.2	1
鶏の卵	● 0.3	1
その他の家きんの卵	● 0.3	1
魚介類	○ 0.2	

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
 - * 「すいか」に設定されているセトキシジムの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「みかん」に設定されているセトキシジムの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「その他のスパイス」に設定されているセトキシジムの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」として残留基準値を設定する。なお、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガラシ又はカンゾウの根又は根茎をいう。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ダイアジノン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	0.02	0.02
そば	●	0.1
その他の穀類 ¹	●	0.1
大豆	● 0.05	0.1
小豆類 ²	● 0.1	0.4
えんどう	0.1	0.1
そら豆	0.1	0.1
らっかせい	● 0.02	0.1
その他の豆類 ³	0.1	0.1
ばれいしょ	● 0.02	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.02	0.1
かんしょ	● 0.03	0.1
やまいも（長いもをいう。）	● 0.02	0.4
こんにゃくいも	●	0.4
その他のいも類 ⁴	●	0.4
てんさい	0.1	0.1
さとうきび	● 0.03	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.03	0.1
かぶ類の根	● 0.05	0.1
かぶ類の葉	● 0.05	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	● 0.05	0.1
キャベツ	○ 0.5	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	0.05	0.05
こまつな	● 0.06	0.1
きょうな	● 0.05	0.1
チンゲンサイ	● 0.06	0.1
カリフラワー	● 0.02	0.1
ブロッコリー	○ 0.5	0.1
その他のあぶらな科野菜 ⁵	0.2	0.2
ごぼう	● 0.05	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 0.5	0.1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のきく科野菜 ⁶	0.1	0.1
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.1	0.1
にんにく	● 0.05	0.1
にら	● 0.05	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	● 0.02	0.1
その他のゆり科野菜 ⁷	○ 1	0.1
にんじん	0.5	0.5
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	● 0.02	0.1
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.1
トマト	○ 0.5	0.1
ピーマン	● 0.05	0.1
なす	● 0.05	0.1
その他のなす科野菜 ⁹	○ 0.5	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
しろうり	● 0.02	0.1
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.01	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6	
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	0.1	0.1
ほうれんそう	○ 0.5	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	● 0.05	0.1
しょうが	○ 0.5	0.1
未成熟えんどう	○ 0.2	0.1
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	● 0.05	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.1
その他の野菜 ¹²	● 0.1	0.2
みかん	●	0.1
なつみかん	●	0.1
なつみかんの外果皮	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.7

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.1
りんご	○ 0.3	0.1
日本なし	○ 0.3	0.1
西洋なし	○ 0.3	0.1
マルメロ	0.3	0.3
びわ		0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3	
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	● 0.05	0.1
あんず（アプリコットを含む。）	0.1	0.1
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	● 0.02	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	0.1
いちご	0.1	0.1
ラズベリー	0.2	0.2
ブラックベリー	0.1	0.1
ブルーベリー	● 0.05	0.1
クランベリー	○ 0.2	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁴	0.2	0.2
ぶどう	● 0.03	0.1
かき	○ 0.3	0.1
バナナ	●	0.1
キウイー		0.2
キウイー（果皮を含む。）	0.2	
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	0.1	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ¹⁵	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	● 0.05	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.1
茶（不発酵茶に限る。）	／	0.1
茶（不発酵茶を除く。）	／	0.1
茶	0.1	／
カカオ豆	●	0.05
ホップ	0.5	0.5
その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）	／	0.2
その他のスパイス ¹⁸	5	／
その他のハーブ ¹⁹	○ 0.5	0.2
牛の筋肉	● 0.01	0.02
豚の筋肉	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	● 0.01	0.02
牛の脂肪	● 0.03	2
豚の脂肪	● 0.03	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.03	2
牛の肝臓	● 0.01	0.03
豚の肝臓	● 0.01	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.03
牛の腎臓	● 0.01	0.03
豚の腎臓	● 0.01	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.03
牛の食用部分 ²¹	●	0.7
豚の食用部分	●	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.7
乳	● 0.01	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きん ²² の筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
魚介類	○ 0.03	
すもも（乾燥させたもの）	2	2
乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）	／	0.1
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）	／	5
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）	／	0.5

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
 - * 「すいか」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「メロン類果実」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「びわ」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「もも」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「キウイ」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイ（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「茶（不発酵茶に限る。）」及び「茶（不発酵茶に除く。）」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「茶」として残留基準値を設定する。
 - * 「その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。
 - * 「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているダイアジノンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」又は「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
 5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ビフェントリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.5	0.5
大麦	0.05	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類 ¹	●	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類 ²	0.3	0.3
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
らっかせい	● 0.05	0.1
その他の豆類 ³	0.3	0.3
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも (長いもをいう。)	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.05	0.05
その他のいも類 ⁴	0.05	0.05
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.05	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	● 4	10
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	4	4
西洋わさび	0.05	0.05
クレソン	●	2
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	● 0.4	2
芽キャベツ	● 0.4	2
ケール	4	4
こまつな	4	4
きょうな	4	4
チンゲンサイ	4	4
カリフラワー	0.4	0.4
ブロッコリー	0.4	0.4
その他のあぶらな科野菜 ⁵	4	4
ごぼう	0.05	0.05
サルシフィー	0.05	0.05
アーティチョーク	0.2	0.2
エンダイブ	●	2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3
その他のきく科野菜 ⁶	0.05	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	0.5	0.5
にら	●	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
アスパラガス	●	0.05
にんじん	0.05	0.05
パースニップ	0.05	0.05
パセリ	3	3
その他のせり科野菜 ⁷	0.05	0.05
トマト	0.5	0.5
ピーマン	0.5	0.5
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁸	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4	0.4
しろり	0.4	0.4
すいか		0.2
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	
まくわり		0.4
まくわり（果皮を含む。）	0.4	
その他のうり科野菜 ⁹	0.4	0.4
ほうれんそう	0.2	0.2
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.9	0.6
未成熟いんげん	0.6	0.6
えだまめ	0.6	0.6
その他の野菜 ¹⁰	2	2
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実 ¹¹	2	2
りんご	● 0.4	1
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	●	0.1
びわ		0.1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2	
もも		0.03
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7	
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	1	1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	● 1	2
ラズベリー	1	1
ブラックベリー	1	1
ブルーベリー	○ 3	2
ハックルベリー	○ 3	
その他のベリー類果実 ¹²	1	1
ぶどう	● 0.7	2
かき	0.5	0.5
バナナ	0.1	0.1
キウイ		0.05
キウイ（果皮を含む。）	1	
パパイヤ	● 0.4	0.5
マンゴー	0.3	0.3
その他の果実 ¹³	0.3	0.3
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	0.5	0.5
なたね	● 0.05	0.1
その他のオイルシード ¹⁴	●	0.1
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類 ¹⁵	0.05	0.05
茶	30	30
カカオ豆（外皮を含まない。）	●	0.1
ホップ	20	20
その他のスパイス ¹⁶	10	10
その他のハーブ ¹⁷	4	4
牛の筋肉	○ 3	0.5
豚の筋肉	○ 3	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁸ の筋肉	○ 3	0.5
牛の脂肪	3	3
豚の脂肪	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3	3
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	● 0.2	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.2	0.5
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	● 0.2	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	0.5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の食用部分 ¹⁹	● 0.2	0.5
豚の食用部分	● 0.2	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.2	0.5
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きん ²⁰ の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
小麦粉（全粒粉に限る。）		0.5
小麦粉（全粒粉を除く。）		0.2
小麦はい芽	1	1
小麦ふすま	2	2
とうがらし（乾燥させたもの）	5	5
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.1

●：基準値を引き下げる品目

○：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 「すいか」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「メロン類果実」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「まくわうり」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「みかん」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「びわ」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「キウイ」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイ（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

- * 「小麦粉（全粒粉に限る。）」及び「小麦粉（全粒粉を除く。）」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粒粉に限る。）」及び「小麦粉（全粒粉を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- * 「なたね油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているピフェントリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「なたね油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「なたね」の残留基準値への適・不適を確認する。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
 5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 7. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 8. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 9. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 10. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 11. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 12. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
 13. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
 14. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
 15. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
 16. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

17. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
18. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
19. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
20. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ブプロフェジン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5
小麦	○ 2	0.3
大麦	○ 6	
ライ麦	○ 6	
その他の穀類 ¹	○ 6	
大豆	0.02	0.02
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	13	13
その他のきく科野菜 ²	3	3
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
にら	1	1
その他のゆり科野菜 ³	○ 0.05	
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜 ⁴	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
しろり	0.7	0.7
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.8	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	3	
まくわうり		0.05
まくわうり（果皮を含む。）	3	
その他のうり科野菜 ⁵	0.7	0.7
未成熟えんどう	0.02	0.02
みかん		0.3
みかん（外果皮を含む。）	1	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実 ⁶	3	3
りんご	3	3
日本なし	6	6
西洋なし	6	6
マルメロ	4	4
びわ		0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3	
もも		1
もも（果皮及び種子を含む。）	6	
ネクタリン	9	9
あんず（アプリコットを含む。）	0.7	0.7

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	3	3
ぶどう	1	1
かき	1	1
バナナ	0.3	0.3
キウイー		0.5
キウイー（果皮を含む。）	15	
パパイヤ	0.9	0.9
アボカド	0.3	0.3
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.9	0.9
パッションフルーツ	2	2
その他の果実 ⁷	5	5
綿実	0.4	0.4
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類 ⁸	0.05	0.05
茶	30	30
コーヒー豆	○ 0.4	
その他のスパイス ⁹	○ 10	5
その他のハーブ ¹⁰	3	3
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹¹ の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分 ¹²	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
魚介類	0.2	0.2

○：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
 - * 「すいか」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「メロン類果実」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「まくわうり」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「みかん」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「びわ」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「もも」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「キウイー」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイー（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 3. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 5. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 6. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 7. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
 8. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
 9. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
 10. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
 11. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
 12. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フロニカミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	● 0.1	5
とうもろこし	○ 0.03	
大豆	● 0.7	5
小豆類 ¹	● 1	5
えんどう	○ 1	
そら豆	○ 0.2	
その他の豆類 ²	○ 1	
ばれいしょ	● 0.03	0.3
さといも類 (やつがしらを含む。)	● 0.05	0.2
やまいも (長いもをいう。)	● 0.05	0.2
こんにゃくいも	○ 0.05	
その他のいも類 ³	● 0.02	0.2
てんさい	○ 0.05	
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	● 0.4	0.6
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	○ 20	16
かぶ類の根	● 0.4	0.6
西洋わさび	● 0.4	0.6
クレソン	○ 15	4
はくさい	○ 15	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	● 15	16
こまつな	● 15	16
きょうな	● 15	16
チンゲンサイ	● 15	16
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	● 3	5
その他のあぶらな科野菜 ⁴	● 15	16
ごぼう	● 0.4	0.6
サルシフィー	● 0.4	0.6
チコリ	● 0.4	4
エンダイブ	● 2	4
しゅんぎく	○ 10	4
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15
その他のきく科野菜 ⁵	● 2	4
たまねぎ	● 0.05	0.3
ねぎ (リーキを含む。)	● 2	3
アスパラガス	● 0.3	2
にんじん	● 0.02	0.6
パースニップ	● 0.4	0.6
パセリ	○ 15	4
セロリ	● 3	4
みつば	5	5
その他のせり科野菜 ⁶	● 2	4

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
トマト	● 1	2
ピーマン	● 2	3
なす	● 0.7	3
その他のなす科野菜 ⁷	2	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.4
しろわり	○ 0.5	0.4
すいか	/	2
すいか (果皮を含む。)	0.2	/
メロン類果実	● 0.3	2
まくわり	/	0.4
まくわり (果皮を含む。)	0.2	/
その他のうり科野菜 ⁸	○ 0.7	0.4
ほうれんそう	○ 20	9
オクラ	○ 1	0.4
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	● 2	5
その他の野菜 ⁹	● 3	4
みかん	/	2
みかん (外果皮を含む。)	1	/
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	● 2	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 2	3
グレープフルーツ	● 2	3
ライム	● 2	3
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	● 2	3
りんご	● 0.8	1
日本なし	○ 0.8	0.5
西洋なし	○ 0.8	0.5
マルメロ	○ 0.8	0.2
びわ	/	0.2
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.8	/
もも	/	1
もも (果皮及び種子を含む。)	2	/
ネクタリン	1	1
あんず (アプリコットを含む。)	● 1	2
すもも (プルーンを含む。)	● 0.2	0.6
うめ	● 1	2
おうとう (チェリーを含む。)	2	2
いちご	2	2
クランベリー	○ 2	
ぶどう	● 2	5
かき	○ 0.8	
その他の果実 ¹¹	○ 0.8	0.4

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
綿実	○ 0.6	0.5
なたね	○ 0.5	
くり	0.01	
ペカン	0.01	
アーモンド	0.01	
くるみ	0.01	
その他のナッツ類 ¹²	○ 0.2	
茶	● 30	40
ホップ	○ 20	5
その他のスパイス ¹³	10	10
スペアミント	● 6	
ペパーミント	● 6	
その他のハーブ ¹⁴		16
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く。)	● 15	
牛の筋肉	○ 0.2	0.08
豚の筋肉	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.2	0.08
牛の脂肪	○ 0.05	0.03
豚の脂肪	○ 0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.03
牛の肝臓	○ 0.2	0.08
豚の肝臓	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.08
牛の腎臓	○ 0.2	0.08
豚の腎臓	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.08
牛の食用部分 ¹⁶	○ 0.2	0.08
豚の食用部分	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.08
乳	○ 0.2	0.03
鶏の筋肉	○ 0.1	0.03
その他の家きん ¹⁷ の筋肉	○ 0.1	0.03
鶏の脂肪	○ 0.05	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.03
鶏の肝臓	○ 0.1	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.03
鶏の腎臓	○ 0.1	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.03
鶏の食用部分	○ 0.1	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.03
鶏の卵	○ 0.2	0.04
その他の家きんの卵	○ 0.2	0.04
トマトピューレー (トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)		0.5
トマトペースト (トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	○ 7	2

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
 - * 「すいか」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「まくわうり」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「みかん」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「びわ」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「もも」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「トマトピューレー（トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。）」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「トマトピューレー（トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「トマト」の残留基準値への適・不適を確認する。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 3. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
 4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 11. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプレコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
 12. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

13. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
14. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
15. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
16. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
17. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フロルピラウキシフェンベンジル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ²	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。